

## 大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなびに広告を掲載する場合に必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第2条 広告の掲載位置及び掲載順序は、子育て支援課長が指定するものとする。

(広告の大きさ、枠数及び掲載料金等)

第3条 広告の大きさ、枠数及び掲載料金は、以下に定める。

- ・トップページバナー (大) 20,000円/月
- ・トップページバナー (小) 7,000円/月
- ・2階層目バナー 5,000円/月
- ・ネイティブ広告 5,000円/件

(広告の掲載期間)

第4条 各バナー広告の掲載期間は1か月単位で計算する。

(広告の募集及び申込み)

第5条 広告の募集は、随時行うものとし、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付して掲載希望日の30日前までに子育て支援課長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 子育て支援課長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定する。

2 子育て支援課長は、広告の掲載の可否について決定を行った場合は、その結果を大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に通知する。

(広告掲載の優先順位について)

第7条 募集枠数を超える申込みがあった場合、広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の強いもの
- (3) その他、要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、子育て支援課長

が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、子育て支援課長が指定する方法により広告主の負担で作成し、子育て支援課長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。なお、府の事由による決定の取消しの場合を除き、既に納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 子育て支援課長は、次の各号に定める行為等が判明したときは、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 府の指示、監督に従わないとき。
- (2) 府の信用を傷つける行為があったとき。
- (3) 広告主または広告内容が不適切と認めたとき。
- (4) 申請後に基準を満たさなくなった場合。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載の取扱いについて必要な事項は、子育て支援課長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大阪府婚活子育て応援サイトふあみなび広告掲載申込書

平成 年 月 日

大阪府 福祉部  
子ども室 子育て支援課長 あて

住 所

名 称

代表者氏名 ⑩

電話番号

担当者職・氏名

大阪府婚活子育て応援サイトふあみなび広告掲載要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みとともに、別紙「同意書」を提出します。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 月
広告内容（リンク先）	http://
掲 載 希 望 枠 数	・トップページバナー（大） 枠 ・トップページバナー（小） 枠 ・2階層目バナー 枠 ・ネイティブ広告 件
添 付 書 類 (※)	
備考	

※ パンフレット等、事業内容がわかるものを添付すること

## 同意書

大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づき、広告掲載を申込むにあたり、要領及び大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の内容を理解し、下記の事項に同意します。

【チェック（または■）してください。】

- 1 申込書に記載した事項について、大阪府が必要に応じて対外的に情報提供すること。
- 2 広告掲載期間中に基準第2各号に該当した場合は、福祉部子ども室子育て支援課長あてに書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、大阪府の判断により、一方的に広告掲載を取り消す場合があること。

平成 年 月 日

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

(参考)

大阪府広告事業掲載基準

- 2 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
  - (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
  - (3) たばこに係るもの
  - (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
  - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
  - (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
  - (7) 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
  - (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

様式第2号（第6条関係）＜掲載決定の場合＞

子育 第 号  
平成 年 月 日

申込者 あて

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

大阪府婚活子育て応援サイトふあみなび広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付でお申し込みのありました、大阪府婚活子育て応援サイトふあみなびへの広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

次のとおり広告掲載する。

掲 載 期 間	年 月 日から 月
広告内容（リンク先）	http://
掲 載 枠 数	・トップページバナー（大） 枠 ・トップページバナー（小） 枠 ・2階層目バナー 枠 ・ネイティブ広告 件
広 告 掲 載 料	円/月
備考	

問合せ先

大阪府福祉部子ども室子育て支援課  
推進グループ  
電話 06-6944-6984（ダイヤルイン）  
kosodateshien-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

様式第2号（第6条関係）＜不掲載決定の場合＞

子育 第 号  
平成 年 月 日

申込者 あて

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび広告不掲載決定通知書

平成 年 月 日付でお申し込みのありました、大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなびへの広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

◇以下の理由により掲載しないこととする。

不掲載の理由

問合せ先

大阪府福祉部子ども室子育て支援課  
推進グループ  
電話 06-6944-6984（ダイヤルイン）  
kosodateshien-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp